

様式第8号（第6条関係）

令和3年10月6日

寒河江市議会

議長職務代行者 木村 寿太郎 様

寒河江市議会議員政治倫理審査会

委員長 後藤 健一郎

審査結果報告書

寒河江市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を報告します。

記

1 請求内容

國井輝明議長、伊藤正彦副議長が古沢清志議会運営委員長兼決算特別委員長の同居する長男が経営するコンビニエンスストアにおいて雇用されている等、利益供与を受けている実情は、寒河江市議会議員政治倫理条例に抵触する疑いがあること。

2 審査結果

本請求については、寒河江市議会議員政治倫理条例第7条第5項の規定により、全員一致とならなかったため否とする。

附帯事項

今後の対処については、調査請求対象議員で検討すること。